



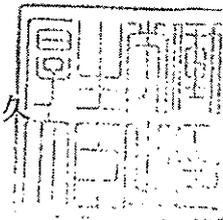
厚生労働省発職0322第1号

平成25年3月22日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）（抄）【年度当初施行分】

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一～四（略）

五 両立支援助成金制度の改正

中小企業両立支援助成金について、次のように改正するものとする。

(一) 中小企業子育て支援助成金を廃止するものとする。

(二) 雇用する被保険者が六箇月以上の育児休業をし、育児休業後に原職等に復帰させ、一年以上継続して雇用した事業主に対する助成金を廃止するものとする。

六（略）

七 均衡待遇・正社員化推進奨励金制度の改正

(一) 均衡待遇・正社員化推進奨励金を廃止するものとする。

八（略）

第二 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

均衡待遇・正社員化推進奨励金を廃止するものとする。

第三 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正  
均衡待遇・正社員化推進奨励金を廃止するものとする。

#### 第四 (略)

#### 第五 その他

- 一 この省令は、平成二十五年四月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。